

議案第120号

山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和2年11月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年山陽小野田
市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「及び在職期間に応じた期末手当の額の算出に係る規定」
を削り、同条第3項を削る。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

議案第120号参考資料

山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第30条 第13条から第16条(期末手当の支給に係る部分に限る。)までの規定は、次の各号のいずれにも該当するパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第13条第1項中「常勤職員の例」とあるのは、「常勤職員の例(期末手当基礎額に係る規定を除く。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第30条 第13条から第16条(期末手当の支給に係る部分に限る。)までの規定は、次の各号のいずれにも該当するパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第13条第1項中「常勤職員の例」とあるのは、「常勤職員の例(期末手当基礎額に係る規定及び在職期間に応じた期末手当の額の算出に係る規定を除く。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>期末手当の額は、前項に規定する期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>6月 100分の100</u></p> <p>(2) <u>5月以上6月未満 100分の90</u></p> <p>(3) <u>4月以上5月未満 100分の80</u></p> <p>(4) <u>3月以上4月未満 100分の70</u></p> <p>(5) <u>2月以上3月未満 100分の60</u></p> <p>(6) <u>1月以上2月未満 100分の50</u></p> <p>(7) <u>1月未満 100分の40</u></p>